

いちい信用金庫はリスク管理態勢を確立しています

リスク管理に関する考え方

金融機関を取り巻く環境は大きく変化してきており、それに伴うリスクも多種多様化しております。こうした状況のなかで、総合的なリスク管理を充実させ、お客さまに安心してお取引いただけるよう、安定した経営と健全な財務内容の維持向上に努めております。そのための取組みとして、様々なリスクを的確に捉えるための「基本方針」を定め、総合的なリスク管理を行うための体制を整備しております。

総合リスク管理体制の構築

いちい信用金庫グループ全体が保有するリスクについて、機動的、効果的に管理し得る体制を構築しております。

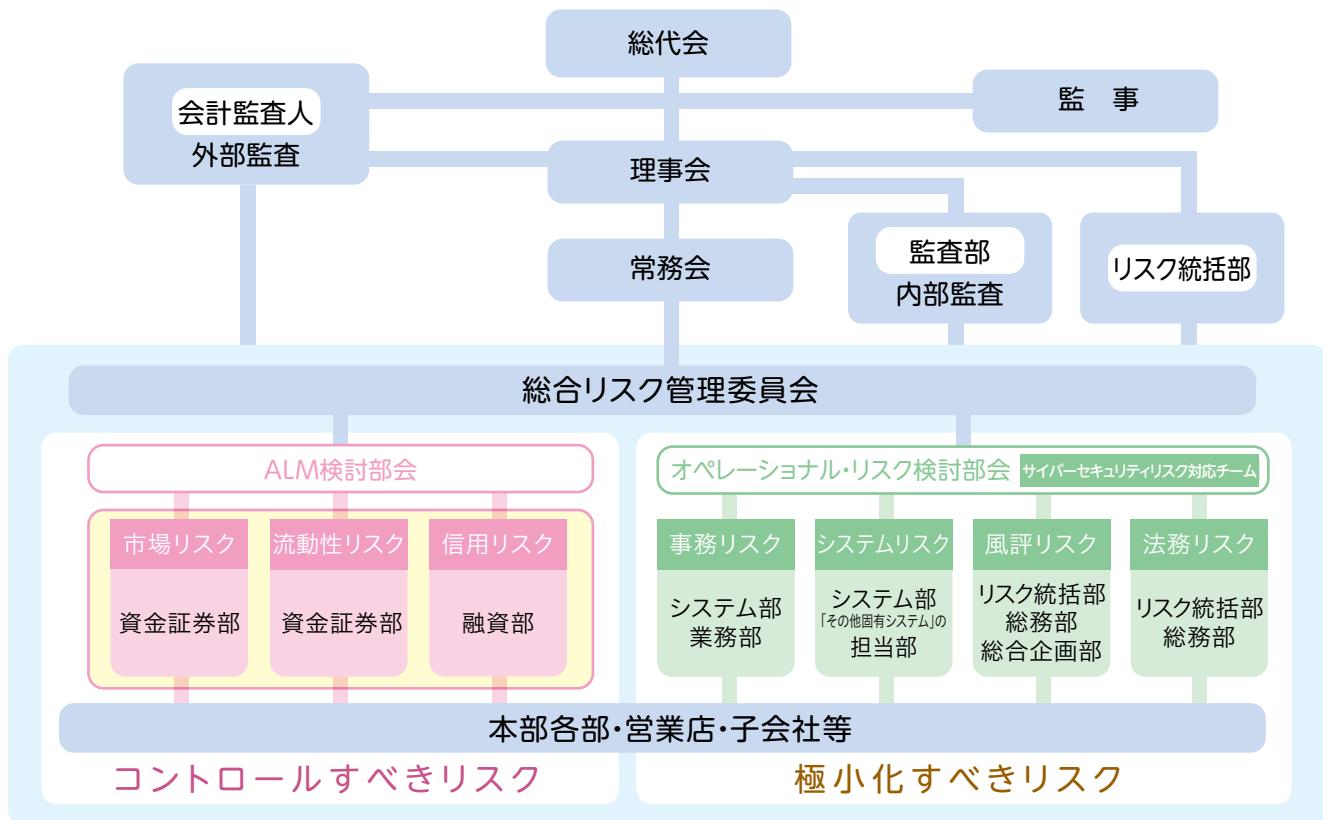
各種リスクについてそれぞれ管理要領を作成し、業務、組織を超えて総合的にリスクを管理するため、総合リスク管理委員会を設置しております。また、部門別リスク管理部署としてALM検討部会、オペレーション・リスク検討部会、サイバーセキュリティリスク対応チームを設置しております。

また、リスクの統括管理に関する部署として、リスク統括部内に、リスク統括課を設置しております。

リスク管理状況の監査、検証

リスク管理の実効性を確保するため、監査部においてリスク管理の状況について厳格に監査するとともに、外部監査人や監事と連携して、リスクの管理体制および管理手法の有効性について検証しております。

総合リスク管理に係る組織



信用リスクに関する事項

■リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。信用リスクを、管理すべき最重要のリスクであると認識しており、与信判断の指針として「クレジットポリシー」を制定し、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行っております。

信用リスクの管理については、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、債務者区別・業種別与信ポートフォリオ管理、さらには与信集中リスク抑制のための大口与信先管理など、多面的に行っております。

信用リスク管理の状況については、ALM検討部会や総合リスク管理委員会で協議検討を行うとともに、常務会、理事会へ付議・報告する態勢を整備しております。

信用コストである貸倒引当金は、「資産査定事務取扱要領」および「償却・引当に関する基準」に基づいて債務者区分ごとの貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については外部監査人の監査を受けるなど、適正に計上しております。

市場リスクに関する事項

■ リスク管理の方針及び手続きの概要

市場リスクとは、金利、為替、株式、債券などの相場変動により、保有する金融商品の時価が変動し、損失を受けるリスクをいいます。

市場リスクの管理については、「市場リスク管理要領」を定め適切な管理を行っております。

市場リスク管理の状況については、ALM検討部会や総合リスク管理委員会で協議検討を行うとともに、常務会、理事会へ付議・報告する態勢を整備しております。

1. 出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関する事項

出資等または株式等エクspoージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、不動産投資信託または投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託および不動産投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価、TOPIXおよび東証REIT指数にかかる感応度によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じて総合リスク管理委員会、常務会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。管理資料は、代表役員まで報告しております。

株式関連商品の取引にあたっては、「有価証券取引運用指針」および「余裕資金運用基準」などに基づいた適切な運用・管理を行っております。

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券取引会計規程」に従った適切な処理を行っております。

2. 金利リスクに関する事項

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響を指します。金利リスクに対しては、リスクの定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、新商品導入による影響などについて、ALMシステムなどにより定期的に計測を行い、総合リスク管理委員会で協議検討をするとともに、経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

流動性リスクに関する事項

■ リスク管理の方針及び手続きの概要

流動性リスクとは、市場の需給が悪化し、換金性が損なわれることや資金繰りが悪化することをいいます。当金庫は総合リスク管理委員会で常に保有資産の流動性を管理するとともに、余裕を持った資金繰りを行っております。

オペレーションル・リスクに関する事項

■ リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーションル・リスクは、業務運営上、可能な限り極小化すべきリスクであり、事務リスク、システムリスク、風評リスクおよび法務リスクを指します。オペレーションル・リスクについては、それぞれの管理要領を定め、リスクの顕現化の未然防止および発生時の影響度の極小化に努めています。オペレーションル・リスクの状況については、総合リスク管理委員会で定期的に協議検討を行うとともに、経営陣に報告する態勢を整備しております。

■ サイバーセキュリティ管理態勢の強化

サイバー攻撃の脅威の高まりに対応するため、「サイバーセキュリティ基本方針」を定めるとともに、オペレーションル・リスク検討部会内に、サイバーセキュリティリスクへの対応を機動的に行うチームとして、「サイバーセキュリティリスク対応チーム(I-CSIRT)」を設置しております。また、「金融ISAC」に加盟し、会員相互の情報共有を図っております。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止対策

当金庫では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」、「外国為替及び外国貿易法」および関係法令・諸規則に基づき、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与(以下、「マネロン等」という。)の防止に関する管理態勢および管理方法の基本事項を定め、マネロン等の防止を図ることを目的として、「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止規程」を制定しています。

また、マネロン等の防止対策を経営戦略等における重要な課題の一つとして位置づけ、経営陣が主導性を発揮して対策に当たるとともに、代表役員を委員長とした「マネロン等対応委員会」を設置し、審議事項等を常務会、理事会に報告し、マネロン等防止対策の実施状況についての情報共有を図っております。

そして、実務的にマネロン等のリスクを防止、管理、検証する態勢として、第1の防衛線である営業部門、第2の防衛線であるコンプライアンス部門等の管理部門、第3の防衛線である内部監査部門、これら3つの防衛線による態勢を整備しております。